

## 別紙その6

志賀町移住定住促進空家リフォーム再生等助成事業  
補助対象チェックシート

下記の全ての項目を確認し、□にチェックしてください。全て☑が入る方が対象者です。 (No. 10、11、12は該当者のみ☑)		
No.	はい	項目
1	<input type="checkbox"/>	申請者は取得及びリフォームした住宅の所在地に現に居住し、定住している。(第3条)
2	<input type="checkbox"/>	取得及びリフォームした住宅は自己の居住の用に供し、生活するために必要な玄関、台所、便所、風呂及び居室を有する一戸建て住宅である(兼用住宅を含む)。(第2条、第4条)
3	<input type="checkbox"/>	申請者は取得に係る売買契約及びリフォームに係る工事請負契約を締結した者である。(第3条)
4	<input type="checkbox"/>	申請者は取得及びリフォームした住宅の登記名義人である。(第3条)
5	<input type="checkbox"/>	申請者は本町出身者でない者で、次のいずれかに該当している転入者である。(第2条) 【該当する方に☑してください。】 ※本町出身者 本町に転入する以前に本町に居住したことがある者をいう。ただし、職務により本町に転入する直前に、連続して3年を超えて他市町村に居住していた者を除く。
	(1)	<input type="checkbox"/> 取得に係る売買契約及びリフォームに係る工事請負契約を締結した日(契約日)において、他の市区町村に居住し、申請日において本町に転入している者
	(2)	<input type="checkbox"/> 契約日において、転入後1年以内である者
6	<input type="checkbox"/>	申請日において、申請者は18歳以上55歳未満である。(第3条)
7	<input type="checkbox"/>	申請者及び居住者が、町税、町税に係る延滞金及び督促手数料を滞納していない。(第3条)
8	<input type="checkbox"/>	過去に助成金の交付を受けた住宅でない。(同一の交付対象住宅につき取得費助成金及びリフォーム助成金の申請はそれぞれ1回限りとする。)(第6条)
9	<input type="checkbox"/>	申請者は志賀町結婚新生活支援事業費補助金交付要綱の補助金の交付対象でない。(第3条)
10	<input type="checkbox"/>	申請者が日本国籍を有していないときは、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2に定める在留資格を有する者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に規定する特別永住者である。(第3条)

11	<input type="checkbox"/>	【取得費助成金の申請者のみ☑してください。】 取得する空家は、下記の全てに該当する空家である。 (第2条、第3条、第5条、第7条)
	(1)	<input type="checkbox"/> 6か月間以上居住の用に供していない住宅である。
	(2)	<input type="checkbox"/> 売主が6親等以内の親族でない。
	(3)	<input type="checkbox"/> 相続、贈与その他取得価格の伴わない事由による取得でない。
	(4)	<input type="checkbox"/> 売買契約書の金額は、建物の取得費と土地の取得に要した経費及び上下水道負担金並びに各種手数料等が分かれて記載されている。
	(5)	<input type="checkbox"/> 固定資産税課税台帳に登録されている住宅である。
	(6)	<input type="checkbox"/> 所有権移転登記が完了した日の翌日から3か月以内である。
12	<input type="checkbox"/>	【リフォーム助成金の申請者のみ☑してください。】 リフォームする空家の工事は、下記の全てに該当する。 (第2条、第5条、第7条)
	(1)	<input type="checkbox"/> 助成金の交付を受けている（受ける予定を含む）空家の工事である。
	(2)	<input type="checkbox"/> 空家の居住部分の機能又は性能を維持又は向上させるための工事で、別表第1に定める工事である。
	(3)	<input type="checkbox"/> 町内建築業者（下請けを含む）を利用している工事である。 ※町内建築業者 次の①又は②に該当する者 ①建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する建設業の許可を受けた個人又は法人で、町内に主たる営業所（建設業法第3条第1項に規定する営業所をいう。）を有する者 ②その他町長が特に認める者 ※下請けで町内建築業者を利用したときは、町内建築業者が請け負った工事費用のみ助成の対象とします。
(4)	<input type="checkbox"/> 対象工事が完了した日の翌日から3か月以内である。	
上記のとおり全ての項目を確認し、申請します。		
年 月 日		
申請者署名 _____		